

(仮称) 月形町経営持続化休業特別支援金の概要 (申請の手引き)

1 名称

(仮称) 月形町経営持続化休業特別支援金

2 趣旨

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、対象施設の休業と国が提唱する新しい生活様式を実践する町内事業者に対して、(仮称) 月形町経営持続化休業特別支援金を支給するものです。

3 支給対象者

月形町内で営業し、対象施設を管理する法人又は個人事業主とします。

4 支給要件

感染防止対策	
1 法人が営む対象施設の休業	新しい生活様式の実践
2 個人事業主が営む対象施設の休業	

※ 支援金は、施設数に関わらず、一事業者に対して支払うことになります。

※ 複数の施設を管理・営業している場合は、全ての施設で休業等を行わなくてはなりません。

5 対象施設

休業

対象施設 (カテゴリー)	内訳 (業種)
遊興施設	スナック、キャバレー、ダンスホール、バー、ライブハウス等
運動・遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会場又は展示場
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) で床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗で床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設

※ 対象施設の詳細につきましては、北海道のホームページ「北海道が休業要請等を行う施設」をご覧ください。

6 支援金

支援金は、令和2年5月19日から同年5月31日までの継続期間に休業した事業所に10万円を支給します（下表の③月形町の支給額）。

支給額

休業等の取組	ア北海道 の支給額	①月形町 の支給額	②月形町 の支給額	イ北海道 の支給額	③月形町 の支給額	合計
1 法人が営む対象施設の休業	30万円	対象外	10万円	10万円	10万円	60万円
2 個人事業主が営む対象施設の休業	20万円	10万円	10万円	10万円	10万円	60万円
3 酒類提供がある飲食店の19時以降の酒類提供の取り止め	10万円	10万円	10万円	対象外	対象外	30万円
4 酒類提供がない飲食店の休業・営業時間の短縮等	対象外	10万円	10万円	対象外	対象外	20万円

※ この表は石狩振興局管内以外の地域のものであります。

※ ①月形町の支給額は、令和2年4月25日から同年5月6日の期間の支給分です。

※ ②月形町の支給額は、令和2年5月7日から同年5月15日の期間の支給分です。

※ ア北海道の支給額は、令和2年4月25日から同年5月15日の期間の支給分です。

※ イ北海道の支給額は、令和2年5月19日から同年5月31日の期間の支給分です。

支給イメージ

③町支給 10万円	③町支給 10万円		
イ道支給 10万円	イ道支給 10万円		
②町支給 10万円	②町支給 10万円		
	①町支給 10万円	②町支給 10万円	
ア道支給 30万円	ア道支給 20万円	①町支給 10万円	②町支給 10万円
		ア道支給 10万円	①町支給 10万円
③道が特措法により休業要請する対象施設		—	—
①②道による休業等要請・協力依頼対象施設			酒類提供のない感染防止対策を講じた飲食店
スナック（学習塾）など		19時以降の酒類提供を取り止めた飲食店	
法人	個人事業主		

※ が今回の支給分です。

7 申請

(1) 受付期間

令和2年6月3日(水)から令和2年7月31日(金)までです。

(2) 受付方法

直接役場への持参又は郵送により申請を受け付けます。郵送の場合は、7月31日(金)の消印有効です。郵送の宛先又は直接役場に持参される先は次のとおりです。


〒061-0592

樺戸郡月形町1219番地 月形町役場(2階)企画振興課商工観光係

※郵送の場合は、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※申請書の返却はいたしません。

(3) 申請受付

上記、支給イメージ  が今回月形町への申請分です。

(4) 申請書類

ア 申請書(誓約書を含む)

月形町ホームページから印刷してください。印刷できない場合は、月形町役場2階企画振興課商工観光係で配布します。

イ 本人確認書類【個人事業主のみ提出】(身分証明書の写し(運転免許証、健康保険証等))

ウ 営業の実態が確認できるもの

・直近の確定申告書の写し(法人の場合は別表1、個人事業主の場合は第1表の個人番号を塗りつぶしたもの)

上記の書類がない場合は、法人設立届出書、個人事業開業・廃業等届出書、直近の月締現金出納帳や売上帳・仕入帳・店舗等の賃貸借契約書等の写し

・法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合は、飲食店営業許可、酒類販売免許、古物商許可等の写し

エ 業種等が確認できるもの

・店舗等の宣伝チラシ、ホームページ、広告等

・外観及び店舗内の状況がわかる写真、ホームページ

・店舗等の一部(一区画)を休業した場合は、その状況がわかる写真や見取図

オ 休業の状況が確認できるもの

休業していたことがわかる張り紙や店舗等の広告チラシ、ホームページ等

カ 新しい生活支援の実践が確認できるもの(申請書表面の「新しい生活支援の実践」にチェックを入れた項目の内容が確認できるもの)

※ なお、休業した場合は、営業再開に向けて行う新しい生活支援の実践内容のわかる店頭広告チラシ(掲示物)、ホームページや写真等

キ 通帳の写し

※ 第1回目の申請を行った事業所及び2回目の申請を行った事業者(いずれか一方の申請を行ったものも可とする。)が、今回の申請を行う場合は、上記 イ 本人確認書類【個人事業主のみ提出】、ウ 営業の実態が確認できるもの、エ 業種等が確認できるもの、オ 休業の状況が確認できるもの

の、カ 新しい生活様式の実践が確認できるもの キ 通帳の写し に変更がなければ、提出は不要です。

8 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上適正と認められるときは、6月中旬以降順次支援金を支給します。
- (2) 本支援金を支給することを決定したときは、後日、支給に関する通知をします。
- (3) 本支援金を支給しないことを決定したときは、後日、不支給に関する通知をします。

9 その他

- (1) 本支援金の支給決定後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者が支援金の返還を求められることとなります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、月形町は、対象施設の休業の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類の提出後、休業要請期間内にやむを得ず対象施設の営業再開（対象施設の一部の再開を含む。）を行う場合は、必ず事前に月形町に連絡してください。
- (4) 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、月形町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する場合は、支援金の支給対象ではありません。
- (5) 支援金の支給の妥当性を審査するため、必要な資料を他の行政機関に求めること、あるいは、記載された情報を他の行政機関の求めに応じ提供する場合があります。